



清稜監査法人
Seiryō Audit Corporation

季刊

No.1

学校法人会計情報

平成23年10月11日発行

震災に関する会計処理

日本公認会計士協会は、平成23年3月30日会長通牒平成23年第2号「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」を公表し、震災に係る会計処理について説明しています。

「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」は平成23年3月期の決算に対応すべく出されたものですが、被災した学生生徒等に対する授業料等の減免、義援金の支出(受入)等、当年度において対応が必要と思われる会計処理について上記通知等を参考にまとめてみました。

1. 会計処理に関する事項

【収入】

義援金の受入処理

- ・金銭で受領した場合は大科目「寄付金(収入)」の中の小科目「特別寄付金(収入)」として表示し、多額となる場合は震災に係る義援金(収入)が含まれることを注記するか、小科目として「震災義援金(収入)」等を設け表示します。
- ・現物で受け入れた場合は消費収支計算書において大科目「寄付金」の中の小科目「現物寄付金」として表示します。多額の場合は内容を注記するか小科目として「現物震災義援金」等を設けて表示します。
- ・収受した義援金は寄付者の意向等により該当部門に計上しますが、明確でない場合は被災状況を勘案し学生生徒数等の合理的な方法で按分し、各部門に計上します。

【支出】

- ① 撤去及び修繕等に係る支出
多額な場合は内容を注記するか、「震災関連費(支出)」等の中科目を設けて表示します。
- ② 被災した学生生徒等またはその家族等への見舞金
大科目「教育研究経費(支出)」の中の小科目「福利費(支出)」等により処理します。
- ③ 被災した教職員等への見舞金
大科目「管理経費(支出)」の中の小科目「福利費(支出)」等により処理します。
- ④ 被災した学生生徒等に対する授業料等の減免
減免控除前の金額を「学生生徒等納付金(収入)」に計上し、減免額は大科目「教育研究経費(支出)」の中の小科目「奨学費(支出)」等に計上します。
- ⑤ 被災地の学生生徒等の一時的受入に伴う支出
授業料等の減免や教科書等の無料配布等についての支出は大科目「教育研究経費(支出)」の中の小科目「奨学費(支出)」で表示します。
- ⑥ 被災した受験者に対する入学検定料の免除 (『月報私学』平成17年1月号)
免除前の入学検定料を大科目「手数料(収入)」の中の小科目「入学検定料(収入)」に計上し、免除額を大科目「管理経費」の中の小科目「入学検定料免除額(支出)」等に計上します。
- ⑦ 義援金の支出
 - ・金額が多額となる場合は、大科目「管理経費(支出)」の中の小科目「震災義援金(支出)」等で表示します(食料品等を新たに購入して寄付した場合も同様です)。
 - ・支出部門が特定できない場合は、「学校法人」部門に計上することも認められます。
- ⑧ 現物を寄付した場合の処理
 - ・貯蔵品で会計処理しているものを寄付した場合
消費収支計算書に大科目「管理経費」の中の小科目「震災義援金」等で表示します。
 - ・消耗品費(支出)で会計処理したものを寄付した場合
(i) 当年度購入品の場合は「震災義援金(支出)」等に振り替えます。

(ii) 過年度購入品の場合は「過年度収支修正差額」等と「震災義援金」等を両建て表示します(金額が僅少な場合は会計処理は不要です)。

・学内の機器備品を寄付した場合

大科目「資産処分差額」の中の小科目「〇〇震災義援処分差額」等で表示します。

2. その他の留意事項

- ① 被災した学生生徒等に対し授業料等を減免する場合は、学費減免規程を整備する必要があります。
- ② 義援金等を支出する場合は、理事会等の決議が必要となります。

平成23年度文部科学省 税制改正

①学校法人に対する個人からの寄附の所得税に係る税額控除の導入 ②地方住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引下げ ③学校法人への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税 (施行期日:平成23年6月30日)

○学校法人に対する個人からの寄附の所得税に係る税額控除の導入

1. 税額控除制度について

(1)概要

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

(2)税額控除とは

これまで、個人が、学校法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていましたが、今回の法改正により、新たに税額控除制度が導入されました。この制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。

減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、学校法人の公益活動の設置する学校における教育活動に充てるための寄附金収入が拡大することが見込まれます。

既存の制度である所得控除制度と今回新たに導入された税額控除制度のうち、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

(3)具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

〔税額控除対象寄附金(※1) - 2,000円〕 × 40% = 控除対象額(※2)

※1 税額控除対象寄附金: 税額控除対象法人への寄附金額

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

2. 法人に求められる要件について

(1)総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

<要件1> 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5以上であること。

(2)実績判定期間

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

注)平成23年～25年の間に申請する場合、2年以内に終了した各事業年度の最も古い事業年度開始の日からの期間を実績判定期間とすることもできます。

(3)<要件1> 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

年間合計で3,000円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均で100人以上いれば、この要件を満たしています。なお、この要件は、各法人で作成・保存されている「寄附者名簿」をもとに判定されます。

なお、要件の判定にあたっては、以下の点に注意して下さい。

- ①寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。
- ②申請する法人の役員である者及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。
- ③入学時の寄附金については、寄附者や寄附金としてカウントすることはできません。

(4) <要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5以上であること。

(5) 情報公開の要件(閲覧に供する義務)

税額控除対象法人となった後は、寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類について、主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供する必要があります。

(6) 寄附者名簿に関する要件

寄附者名簿を作成し、これを保存する必要があります。

○地方住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となりました。

○学校法人への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税(日本版「ブランド・ギビング」信託の創設)

学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件※を満たした信託(特定寄附信託)について、信託財産から生じる利子所得が非課税となりました(非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用されます。)

※一定の要件

- ・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付すること。
- ・非営利団体への寄附割合は最低7割とすること。
- ・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附すること。

等

内部統制

近年、学校法人における内部統制が重要視されています。企業では、内部統制報告制度が施行されていますが、学校法人では、まだなじみの薄い内部統制の定義からご説明いたします。

内部統制とは、以下のように財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準で定義されています。

『内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。』

このように定義されていますが、80年代から90年代にかけて米国で巨額な企業不祥事が発生し、企業に対する社会的批判が高まり、それに対応する形で、トレッドウェイ委員会が発表したCOSO報告書が、その定義の基礎となっています。

その後、日本でも、内部統制が新聞紙上を賑せたのでご存じの方も多いかと思いますが、会社法、金融商品取引法の成立により、企業関係者に影響を与えました。

では、会社については、金融商品取引法等が強制されるため影響をうけますが、それらの影響を受けない学校についてはいかがでしょう。

金融商品取引法で内部統制報告書の作成が義務付けられる等、外部からの強制はないため、内部統制は一見、学校法人とは無関係であると考えられますが、実はそうではありません。

少子化進展による経営環境の悪化、資金の不正流用、研究費の不正受給等、内部統制に関係のある事例が発生しています。

少子化の進展による経営環境の悪化は、従来の募集活動の需給関係が大きく崩れることを意味し、学校法人を取り巻く経営環境を適切に把握し、どのように対処していくかについて舵取りをし、実行していくかについて法人で意思決定を行い、それを伝達し、実行に移していく必要があります。

その意思決定の透明性を確保し、意思決定が正しく伝達される経路を確保していく等の役割が内部統制の担うべき役割となります。

また、資産の不正流用についても、本来のとは異なる用途に経営資源が使われることであり、内部統制の基本要素である、リスクの評価及びリスクへの対応、統制活動等が働かなかつたことを意味します。

以上のように、適切な内部統制を構築することは学校法人においても必要となります。

次回以降は、内部統制についてもう少し詳しく説明していきたいと考えます。

学校法人の経営分析

～第1回 経営分析の全体像～

本章では、学校法人の経営分析について解説します。第1回目は、学校法人の経営分析の全体像を把握します。

はじめに

日本私立学校振興・共済事業団が公表した、「平成23年度私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、平成23年度の入学定員、志願者、受験者、合格者はいずれも前年度より増加しましたが、最終的な入学者は、前年度と比較して約7千人減少しました。このことから、依然として私立学校を取り巻く環境は厳しいといえます。このような状況下においても、安定した学校運営を続けていくためには、現状分析を的確に行った上で、対応策を検討する必要があります。

ここでは、現状分析の一助として、学校法人の経営分析について解説したいと思います。

学校法人の経営分析の特徴

経営分析といえば企業を対象としたものが一般的ですが、学校法人は非営利法人であるため、営利法人である企業と同様の分析方法を採用することはできません。そのため、分析に用いる指標等も学校法人特有のものとなります。特に、学校法人は「教育」を主目的とした非営利法人であるため、この点を踏まえて計算書類等の財務数値を読み解く必要があります。

経営分析の概要

本章での経営分析の構成は、以下のようになります。

第1部 会計事象に関する分析

1. 比率を用いた経営診断

2. キャッシュ・フロー計算書の作成と分析

第2部 非会計事象に関する分析

【第1部 会計事象に関する分析】

1. 比率を用いた経営診断

経営分析を行う際には、計算書類そのものを読み解くことも重要ですが、他法人との比較を行うためには比率分析が有効です。経営状況の悪化の原因は様々ですが、ここでは①応募者の減少、②入学者の減少、③過大投資及び④コスト意識の欠如の4点に絞って分析を行います。いずれも経年比較を基本としており、実際の計算書類の数値等を用いて容易に分析を行うことができます。これらの指標が学校運営にどのような影響を与えるのかを理解するとともに、ご自分の学校法人の現状を把握することが目的です。

2. キャッシュ・フローの分析

企業においても同様ですが、経営の悪化は、運転資金の枯渇という形で顕在化することが一般的です。学校法人では、資金の状況を示すために「資金収支計算書」を作成しますが、これだけでは資金に関する情報は十分とは言えません。そこで、キャッシュ・フローの分析を通じて、学校法人における資金繰りの状況をより的確に把握するとともに、その内容を理解することを目的とします。

【第2部 非会計事象に関する分析】

経営分析は、客観的な指標である財務数値を用いて行われることが一般的ですが、その元となる計算書類は、学校運営の結果を数値化したものです。つまり、計算書類には学校法人の経営理念等が反映されているといえます。そのため、財務数値の根拠となる経営理念や経営方針、また、学校法人を取り巻く環境の変化等の非会計事象についても把握しておく必要があります。ここでは、簡単なチェックリストを用いて、非会計事象の分析を行います。

※次回は、【第1部 会計事象に関する分析】「1. 比率を用いた経営診断」について解説します。

清稜監査法人では、経営分析のサポート業務も行っております。詳細につきましては、当法人までお気軽にお問い合わせください。